



秋田県公報

目 次

ページ

- 公安委員会規則
 - 秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則(二・警務課)……………1
 - 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則(四・警務課)……………1
 - 秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(五・交通企画課)……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第三号

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十一年三月二十七日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察職員の定数の配分に関する規則(昭和三十一年秋田県公安委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

- 別表中「61」を「48」に、「97」を「93」に、「158」を「150」に、「135」を「126」に、「188」を「215」に、「589」を「632」に、「237」を「242」に、「82」を「81」に、「264」を「230」に、「457」を「435」に、「524」を「546」に、「1,354」を「1,319」に、「151」を「146」に、「88」を「75」に、「179」を「174」に、「422」を「380」に、「592」を「561」に、「662」を「761」に、「1,943」を「1,951」に改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

秋田県公安委員会規則第4号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則(昭和45年秋田県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1秋田臨港警察署飯島交番の項の次に次の1項を加える。

土崎駅前交番	秋田市土崎港中央六丁目16番10号	秋田市のうち土崎港御蔵町、土崎港教保町、土崎港下浜町、土崎港相染町、土崎港古川町、土崎港北一丁目～七丁目、土崎港中央一丁目～七丁目、土崎港西一丁目～五丁目、土崎港東一丁目～四丁目、土崎港南一丁目～三丁目 特例区域9
--------	-------------------	--

別表第3中秋田臨港警察署の項を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

秋田県公安委員会規則第5号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月27日

秋田県公安委員会委員長 柴 田 寛 彦

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項第2号イを削り、同号ウをイとする。附則第6項を削る。

別表第1下段不自由の項中「3級の1」を「4級」に改める。様式第1号(2)を次のように改める。

(2) 歩行困難者使用車両用

(表)

第 号 年 月 日
<p>駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 <u>歩 行 困 難 者 使 用 中</u></p> <p>この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両</p> <p>運転者の連絡先又は用務先 別紙のとおり</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p> <p style="text-align: right;">秋田県公安委員会 印</p>

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）
- ② 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- ③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- ④ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- ⑤ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示してください。

4 現場において警察官の指示があつた場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 標章交付申請書に記載した理由がなくなつたとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

被交付者等

住所

氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

附 則
この規則は、平成21年4月1日から施行する。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県
秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(082)8766 FAX(082)8766
E-mail:matsubara@matsubaranisatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄